

令和 7 年第 4 回中津川市議会（定例会）

委 員 会 提 出 議 案

令和 7 年 8 月 2 9 日

議第 7 7 号

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定について
地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項を次のように指定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 吉村 俊廣

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。

- （1）法律上の市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円未満において定めること及びこれに伴う和解又は調停に関すること。
- （2）1件20万円未満の権利を放棄すること。